

旭川市において制定した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の主な内容について

【1】利用定員（国の基準府令と同様の内容）※旭川市における独自基準は設けていない。

項目	基準内容
1. 利用定員	<p>(1) 施設・事業の利用定員は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園：規定なし ②保育所・認定こども園：20人以上 ③小規模保育事業A型・B型：6人以上19人以下 ④小規模保育事業C型：6人以上10人以下（5年間は15人以下の経過措置有） ⑤家庭的保育事業：1人以上5人以下 ⑥居宅訪問型保育事業：1人 <p>(2) 施設・事業の種類に応じ、次の区分ごとに利用定員を定めるものとする。ただし、3号認定子どもは、さらに0歳児、1・2歳児で区分を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①認定こども園：1号認定子ども・2号認定子ども・3号認定子ども ②幼稚園：1号認定子ども ③保育所：2号認定子ども・3号認定子ども ④地域型保育事業（小規模保育事業等）：3号認定子ども
2. 定員の遵守	<p>利用定員を超えて、教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年度途中の教育・保育に対する需要の増大への対応 ②近隣施設・事業の定員減少・撤退に対する便宜の提供 ③あっせん・要請等により保育の提供ができなかった子どもに対する対応 ④災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合

【2】運営基準（国の基準府令と同様の内容）※旭川市における独自基準は設けていない。

(1) 利用開始に伴う基準

項目	基準内容
3. 内容及び手続の説明及び同意	教育・保育の提供開始に際して、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能。
4. 応諾義務	利用申込みは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
5. あっせん等に対する協力	施設・事業者は、市町村が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
6. 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1号認定子どもの利用申込みが定員を上回る場合においては、抽選、申込み順、施設の理念・基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 (2) 2・3号認定子どもの利用申込みが定員を上回る場合においては、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 (3) 選考方法は、あらかじめ保護者に明示した上で行わなければならない。 (4) 施設・事業者は、利用申込者に教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設・事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

7. 受給資格等の確認	教育・保育の提供を求められた場合は、利用希望者の掲示する支給認定証により、支給認定の有無、認定区分、認定の有効期間、保育の必要性等確かめるものとする。
8. 支給認定の申請に係る援助	(1) 施設・事業者は、支給認定を受けていない者から利用申込みがあった場合、当該者の意思を踏まえ速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 (2) 支給認定の変更申請は、遅くとも支給認定有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(2) 教育・保育の提供に関する基準

項目	基準内容
9. 教育・保育の取扱方針	(1) 施設・事業者は、次に定めるものに基づき、適切に特定教育・保育の提供を行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②幼稚園：幼稚園教育要領 ③保育所：保育所保育指針 ④幼保連携以外の認定こども園：③+④ ⑤地域型保育事業：保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意
10. 相談及び援助	施設・事業者は、常に子どもの心身の状況等の把握に努め、保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
11. 心身の状況等の把握	施設・事業者は、子どもの心身の状況、他のサービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
12. 子どもの適切な処遇	(1) 国籍・信条等により子どもに差別的取扱いをしてはならない。 (2) 虐待や子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (3) 懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。
13. 小学校等との連携	学校における教育又は他の施設・事業において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
14. 教育・保育の提供の記録	施設・事業者は、教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

15. 利用者負担額等の受領	<p>(1) 施設・事業者は、利用者から利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>(2) 施設・事業者は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と公定価格との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>(3) 施設・事業者は、以下の費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用（1号認定子どもへの提供、2号認定子どもの主食の提供に係る部分に限る） ④施設・事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他通常必要とされるものに係る費用であって、利用者負担させるのが適当と認められるもの <p>(4) 施設・事業所は、(1)～(3)の支払を受けた場合は、利用者へ領収証を交付しなければならない。</p> <p>(5) (2)と(3)については、あらかじめ、用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者へ説明を行い同意を得なければならない。ただし、(3)に係る同意は、文書によることを要しない。</p>
16. 給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 施設・事業者は、法定代理受領により施設型給付費を受けた場合は、利用者へその額を通知しなければならない。</p> <p>(2) 施設・事業者は、法定代理受領を行わずに給付費を受けた場合は、特定教育・保育提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>
17. 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者が施設型給付費を不正受給している又は不正受給しようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知しなければならない。</p>

(3) 管理・運営に関する事項

18. 運営規程	<p>次に掲げる事項について運営規定を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設・事業の目的及び運営の方針 ②提供する教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④教育・保育を行う日及び時間、提供を行わない日（休業日） ⑤利用者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦施設・事業の利用開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項
19. 掲示	<p>施設・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の施設・事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>
20. 秘密保持・個人情報保護	<p>(1) 施設・事業の従業員（退職者含む）は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども、保護者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 小学校、他の施設・事業者等に子どもの情報を提供する際は、事前に文書により保護者の同意を得ておかななければならない。</p>

2 1. 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>(1) 施設・事業者は以下の措置を講じなければならない。</p> <p>① 事故の発生（再発）防止のため、事故発生時の対応、報告方法等が記載された指針や分析</p> <p>② 事故が発生又は発生しそうな状況になった際の報告・分析等を通じた改善策の周知体制の整備</p> <p>③ 従業員等に対する研修の実施</p> <p>(2) 事故発生時の保護者（家族）や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を行うこと。</p>
2 2. 緊急時等の対応	施設・事業の職員は、子どもの体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
2 3. 教育・保育に関する評価等	<p>(1) 施設・事業者は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(2) 施設・事業者は、第三者評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
2 4. 勤務体制の確保等	<p>(1) 適切な教育・保育を提供できるよう職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>(2) 教育・保育は、施設・事業の職員が提供すること。（直接教育・保育の提供に影響を及ぼさない業務を除く）</p> <p>(3) 施設・事業者は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
2 5. 情報の提供等	<p>(1) 施設・事業者は、保護者が適切に施設・事業を選択できるよう、提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 広告は虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>
2 6. 利益供与等の禁止	施設・事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者等に対し、施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与・收受してはならない。
2 7. 苦情解決	<p>(1) 施設・事業者は、苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(3) 苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(4) 苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</p>
2 8. 地域との連絡等	施設・事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
2 9. 会計の区分	施設・事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
3 0. 記録の整備	<p>(1) 施設・事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>①教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>②提供した教育・保育に係る必要な事項の記録</p> <p>③利用者に関する市への通知に係る記録</p> <p>④苦情内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
3 1. 特別利用保育等の基準	<p>(1) 定員外の利用（幼稚園や小規模保育事業で2号認定子どもを受入れる場合など）を行う場合は、各施設・事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 定員外の利用を行う場合、子どもの総数が、施設・事業の利用定員を超えてはならない。</p>